

公 告

熊本県公告第186号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
行政業務支援システム運用管理等業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課地域情報化推進班
- (3) 委託業務の仕様等
要求仕様書による。
- (4) 委託期間
平成26年7月1日から平成29年3月31日まで
- (5) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (6) 入札金額
入札金額は、委託期間における委託料とする。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (7) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- (8) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
　　公告の日から平成26年4月18日（金）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
　　熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
　　郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
　　熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
エ 提出の方法
　　イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 要求仕様書の内容を満たすことについて、確認を受けること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 機能等証明書及びその他提出書類

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付するイの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、(1)イの書類の目録を(1)アに添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成26年5月1日(木)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は、電子入札システムにより、書面での提出があった場合は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続き及び入札仕様に対する質問の受付期間

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年5月12日(月)午後5時まで受け付ける。

(2) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年5月15日(木)午後5時まで行う。

(3) 入札の方法等

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年5月15日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成26年5月16日(金)午後1時30分

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課

(県庁行政棟新館9階)

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年5月15日(木)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と書し、「親展」と、中封筒の表に「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「借入物品の名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(3) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない県の職員)のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効

次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

- イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 才 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。
- (7) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (8) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
 (1) 契約書の作成の要否
 要
 (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
 (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
 (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 5(3)に掲げる期限
 イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
 (5) 契約条項を示す場所
 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課地域情報化推進班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2144
- 6 その他
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 (1) 入札の業務内容、要求仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課地域情報化推進班
 電話番号 096-333-2144
 ファックス番号 096-381-8211
 (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary
 (1) Name and Content of Consignment
 Administrative Affairs Support System operation and management service
 (2) Date and Place for tender:
 Date: May 16 2014 1:30 p.m.
 Place: The ninth floor Information and Planning Division room, New building Prefectural Office of Kumamoto
 (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Information and Planning Division, Transportation Policy and Information Bureau

Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo-Ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2144
 (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第187号

平成26年木造建築士試験の試験場所を次のように変更する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

変更前	変更後
3 試験場所	3 試験場所
(1) 学科の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号	(1) 学科の試験 熊本学園大学 熊本市中央区大江二丁目5番1号

熊本県公告第188号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

熊本県道路賠償責任保険契約

(2) 契約内容

熊本県が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の道路総延長（3,569,713メートル）（有料道路を除く。）及び熊本県が管理する港湾法に定める臨港道路総延長（55,631メートル）の道路賠償責任保険契約

(3) 契約期間

平成26年6月1日午後4時から平成27年6月1日午後4時まで

2 入札に関する事務を担当する部局の名称等

熊本県土木部道路都市局道路保全課管理班

郵便番号 862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2495

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条の損害保険業免許を受けている者

(3) 熊本市内に本店又は支店を置く者

(4) 県税を完納している者

(5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者

4 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 競争入札参加資格確認申請書（別記様式3、別記様式3-1）

イ 誓約書

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出期間

この公告の日から平成26年4月18日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(4) 提出場所

2の入札に関する事務を担当する部局（以下「入札担当部局」という。）

(5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5 入札手続等

(1) 入札仕様に対する質問の受付期間

2の入札担当部局においてこの公告の日から（3）の入札説明会まで受け付ける。

(2) 仕様書の閲覧及び入札書等の様式、入札説明書の取得

2の入札担当部局においてこの公告の日から平成26年4月18日（金）午後5時まで行う。

(3) 入札説明会

- ア 日時 平成26年4月17日（木）午前10時から
イ 場所 熊本県庁本館11階1101会議室

(4) 入札の方法

- ア 日時 平成26年4月25日（金）午前11時
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 入札方法

この入札は、紙入札とする。
エ 入札書の提出方法

入札書（別記様式1）（代理人が入札するときは、入札書及び委任状（別記様式2））をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年4月24日（木）（必着）までに2に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務の名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書（別記様式1）を入れること。

(5) 入札金額

入札金額は、契約期間内の保険料総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額をもって落札金額とするので、見積もった契約希望金額により入札すること。

(6) 開札の方法及び日時等

開札は、（4）アの日時に行う。
（7）入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。
1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、ただちに再入札を行うものとする。

(8) 入札の無効

次の項目のいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯認による入札であると入札執行者が認めた入札

(9) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(10) 落札者の決定方法

開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。

(11) 入札保証金

ア 入札者は、入札書の提出期限までに、入札金額の100分の5以上の金額を納付することとするが、納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

（ア）銀行が振り出し、又は支払保証した小切手

（イ）銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証

イ アの規定にかかるらず、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

（ア）入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

（イ）入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことと証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき）。

ウ 5（10）イに掲げる入札保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次の（ア）から（エ）までにより提出すること。

（ア）提出期限 平成26年4月18日（金）午後5時

（イ）提出場所 2に掲げる入札担当部局

（ウ）提出方法 持参に限る。

（エ）提出様式 別記様式4

エ 入札保証金の還付

（ア）落札者に係る入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、道路保全課において必要と認めるとときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができる。

(イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、一般競争入札終了後速やかに還付するものとする。

オ 落札者が6(3)に掲げる期限までに、契約書の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、熊本県に帰属する。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)に掲げる期限

イ 納付場所 2に掲げる入札担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しない。

(3) 入札説明書及び熊本県道路賠償責任保険契約仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

熊本県公告第189号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によりあさぎり町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（路面性状）	平成26年1月20日から 平成26年2月28日まで	あさぎり町全域

熊本県公告第190号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により人吉市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（路面性状）	平成25年7月31日から 平成25年12月27日まで	人吉市内の一部

熊本県公告第191号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 落札に係る物品の名称及び購入予定数量
PPC用紙（間伐材パルプ配合紙） A4 7, 580箱 (2, 500枚/箱)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月20日

- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社レイメイ藤井
熊本市西区上熊本一丁目2番6号
- 5 落札金額
1,704円（うち消費税及び地方消費税の額126円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年2月7日

熊本県公告第192号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品の名称及び購入予定数量
PPC用紙（間伐材パルプ配合紙） A3 500箱（1,500枚／箱）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社レイメイ藤井
熊本市西区上熊本一丁目2番6号
- 5 落札金額
2,045円（うち消費税及び地方消費税の額151円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年2月7日

熊本県公告第193号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品の名称及び購入予定数量
PPC用紙 A4 7,920箱（2,500枚／箱）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社紙弘
熊本県中央区世安町378-4
- 5 落札金額
1,339円（うち消費税及び地方消費税の額99円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年2月7日

熊本県公告第194号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び購入予定数量
P P C用紙 A3 600箱(1,500枚/箱)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社紙弘
熊本市中央区世安町378-4
- 5 落札金額
1,607円(うち消費税及び地方消費税の額119円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年2月7日

熊本県公告第195号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営豊川中央地区土地改良事業(農用地の保全)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営豊川中央地区土地改良事業(農用地の保全)計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年4月7日から平成26年5月7日まで
- 3 縦覧場所
宇城市役所

熊本県公告第196号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営豊川南部地区土地改良事業(農用地の保全)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営豊川南部地区土地改良事業(農用地の保全)計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年4月7日から平成26年5月7日まで
- 3 縦覧場所
宇城市役所

熊本県公告第197号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定により御所浦地区特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案に意見のある者は、縦覧期間の満了の日までに、意見書を提出することができる。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧期間
平成26年4月4日から平成26年4月23日まで
- 2 縦覧場所
熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び熊本県天草広域本部農林水産部漁港課並びに天草市経済部水産振興課及び天草市御所浦支所産業建設課

熊本県公告第198号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 特定役務の名称
熊本県総合財務会計システム運用・維持管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局会計課システム・出納班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年3月10日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所九州支社熊本支店
熊本県熊本市中央区中央街2番11号
- 5 契約金額
30,261,600円（うち消費税及び地方消費税の額2,241,600円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号による。

熊本県公告第199号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス阿蘇店（現在店舗面積千平方メートル以下で営業中）
阿蘇市内牧1065-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 大鳥 秀昭	

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年11月5日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,508平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北西側及び南西側 67台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 14台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 65平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 16立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地南西側及び北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成26年3月24日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課

平成26年4月4日から平成26年8月4日まで

熊本県公告第200号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
くまもと県税システム及び電子申告審査システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局税務課
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
81,943,488円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
特例政令第10条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第201号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(法務局保管の公図と現況のズレが著しい地域における不動産登記法第14条第1項地図作成作業)	平成25年10月7日から平成26年3月20日まで	八代市塩屋町、新地町、八幡町並びに三楽町1号及び2号

登載依頼**熊本県企業局公告第2号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年4月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 売却物品

物品名称 洪水吐ゲート(3門)、開閉装置(3基)及び昇降階段(1基)の鋼材
 保管場所 八代市坂本町荒瀬地内(荒瀬ダム)
 数量 鋼材 190t
 - (2) 入札の方法

ア 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 イ 入札案内書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
 ウ 入札書は、入札案内書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加申込み

入札の参加希望者は、入札案内書に示す入札参加申込書により4に記載の場所へ申込みをすること。

- 入札参加申込期限までに入札参加申込みがなかった場合は、入札を行わない。
- 3 入札に参加できる者
次に掲げる条件を全て満たす者であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 2に記載の入札参加申込みを行った者であること。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県企業局 総務経営課 管財班（県庁行政棟新館8階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2593
- 5 入札手続き等
(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
(2) 入札案内書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成26年4月4日（金）から平成26年4月23日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
(3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成26年4月24日（木）午後1時30分から
イ 場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館地下1階 入札室
(4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
(2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。
(3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金を納付しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
ケ 二以上の意思表示を行った入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
(4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
(5) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。
(6) 契約締結期限及び場所
ア 期限
平成26年5月1日（木）午後5時まで
イ 場所
4に記載のとおり
(7) 代金の納入
契約書により指定する。
(8) 物品の引き渡し場所
ア 場所
八代市坂本町荒瀬地内（荒瀬ダム）
(9) 現場説明
ア 日時
平成26年4月15日（火）午後1時30分から午後2時30分まで
イ 場所

- 八代市坂本町荒瀬地内（荒瀬ダム）
 (10) 入札結果の公表
 入札の結果については、物品名、数量、物品の所在、入札日時、予定価格、落札（契約）金額、落札（契約）者の氏名（法人の場合は名称）及び住所、入札参加者の氏名（法人の場合は名称）及び住所、入札金額を公表する。
 (11) その他詳細は、入札案内書による。

熊本県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成26年4月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永榮治

その総数の50分の1 29, 591

その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 284, 941

熊本県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年4月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永榮治

選挙区名

熊本市中央区選挙区	47, 589
熊本市東区選挙区	50, 178
熊本市西区選挙区	25, 471
熊本市南区選挙区	27, 793
熊本市北区選挙区	30, 795
八代市・八代郡選挙区	39, 620
人吉市選挙区	9, 486
荒尾市選挙区	15, 090
水俣市選挙区	7, 410
玉名市選挙区	18, 838
天草市・天草郡選挙区	26, 799
山鹿市選挙区	15, 365
菊池市選挙区	13, 811
宇土市選挙区	10, 201
上天草市選挙区	8, 482
宇城市選挙区	16, 926
阿蘇市選挙区	7, 796
合志市選挙区	14, 937
下益城郡選挙区	8, 969
玉名郡選挙区	12, 193
鹿本郡選挙区	8, 287
菊池郡選挙区	18, 617
阿蘇郡選挙区	11, 109
上益城郡選挙区	24, 457
葦北郡選挙区	6, 855
球磨郡選挙区	16, 110

熊本県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として新たに次の施設を指定する旨の報告があつたので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年4月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永榮治

市町村名	施設の名称	所在地
------	-------	-----

天草市	本渡南地区コミュニティセンター	天草市東町13番地1
天草市	本渡北地区コミュニティセンター	天草市今釜町10番43号
天草市	亀場地区コミュニティセンター	天草市亀場町亀川1698番地
天草市	杵宇土地区コミュニティセンター	天草市杵宇土町1711番地
天草市	志柿地区コミュニティセンター	天草市志柿町3390番地10
天草市	志柿町瀬戸地区コミュニティセンター	天草市志柿町6623番地6
天草市	下浦地区コミュニティセンター	天草市下浦町1282番地
天草市	楠浦地区コミュニティセンター	天草市楠浦町2366番地
天草市	本町地区コミュニティセンター	天草市本町本832番地
天草市	佐伊津地区コミュニティセンター	天草市佐伊津町2258番地
天草市	宮地岳地区コミュニティセンター	天草市宮地岳町5616番地2
天草市	魚貫町コミュニティセンター	天草市魚貫町5536番地1
天草市	二浦町コミュニティセンター	天草市二浦町亀浦1035番地11
天草市	楠甫地区コミュニティセンター	天草市有明町楠甫4629番地7
天草市	大浦地区コミュニティセンター	天草市有明町大浦1723番地1
天草市	須子地区コミュニティセンター	天草市有明町須子2082番地3
天草市	赤崎地区コミュニティセンター	天草市有明町赤崎1801番地1
天草市	上津浦地区コミュニティセンター	天草市有明町上津浦3706番地4
天草市	下津浦地区コミュニティセンター	天草市有明町下津浦2504番地
天草市	島子地区コミュニティセンター	天草市有明町大島子2550番地1
天草市	御所浦南地区コミュニティセンター	天草市御所浦町御所浦6196番地2
天草市	浦地区コミュニティセンター	天草市倉岳町浦1254番地4
天草市	棚底地区コミュニティセンター	天草市倉岳町棚底1786番地4
天草市	宮田地区コミュニティセンター	天草市倉岳町宮田1284番地1
天草市	栖本地区コミュニティセンター	天草市栖本町河内4414番地1
天草市	小宮地地区コミュニティセンター	天草市新和町小宮地669番地1
天草市	宮南地区コミュニティセンター	天草市新和町小宮地10821番地1
天草市	大宮地地区コミュニティセンター	天草市新和町大宮地4275番地1
天草市	大多尾地区コミュニティセンター	天草市新和町大多尾2852番地1
天草市	中田地区コミュニティセンター	天草市新和町中田2270番地5
天草市	碇石地区コミュニティセンター	天草市新和町碇石959番地1
天草市	御領地区コミュニティセンター	天草市五和町御領12153番地
天草市	大島地区コミュニティセンター	天草市五和町御領9761番地
天草市	鬼池地区コミュニティセンター	天草市五和町鬼池1291番地1
天草市	手野地区コミュニティセンター	天草市五和町手野一丁目3768番地3
天草市	城河原地区コミュニティセンター	天草市五和町城河原一丁目17番地1
天草市	下田南地区コミュニティセンター	天草市天草町下田南3040番地1
天草市	下田北地区コミュニティセンター	天草市天草町下田北534番地1
天草市	高浜地区コミュニティセンター	天草市天草町高浜南501番地1
天草市	新合地区コミュニティセンター	天草市河浦町新合2004番地1
天草市	一町田地区コミュニティセンター	天草市河浦町河浦5223番地
天草市	富津地区コミュニティセンター	天草市河浦町崎津1117番地
天草市	宮野河内地区コミュニティセンター	天草市河浦町宮野河内337番地6
天草市	天草市亀川体育館	天草市亀場町亀川2098番地2
天草市	天草市下浦体育館	天草市下浦町51番地

天草市	天草市茂串体育館	天草市牛深町 599 番地
天草市	天草市浅海体育館	天草市深海町 3279 番地 2
天草市	天草市天附体育館	天草市牛深町 3275 番地 11
天草市	天草市内の原体育館	天草市久玉町 334 番地
天草市	天草市生涯学習センター	天草市久玉町 5716 番地 4
天草市	下平いきいきふれあい館	天草市深海町 2259 番地 3
天草市	池田いきいきふれあい館	天草市魚貫町 5187 番地
天草市	茂串総合学習施設白浜いきいき館	天草市牛深町 599 番地
天草市	天草市新和体育館	天草市新和町小宮地 722 番地
天草市	天草市宮南体育館	天草市新和町小宮地 10816 番地 2
天草市	天草市大宮地体育館	天草市新和町大宮地 4277 番地 1
天草市	天草市中石体育館	天草市新和町中田 1354 番地
天草市	天草市新和 B & G 海洋センター	天草市新和町大多尾 2138 番地 3
天草市	牧島地区コミュニティセンター	天草市御所浦町牧島 625 番地 7
天草市	横浦島コミュニティセンター	天草市御所浦町横浦 383 番地 6
天草市	御所浦交流センター	天草市御所浦町御所浦 5875 番地 2
天草市	天草市倉岳体育館	天草市倉岳町棚底 2556 番地
天草市	天草市浦体育館	天草市倉岳町浦 3064 番地 1
天草市	天草市宮田体育館	天草市倉岳町宮田 1327 番地 1
天草市	倉岳多目的研修集会施設	天草市倉岳町棚底 1786 番地 4

熊本県選挙管理委員会告示第 13 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定に基づき個人演説会等の施設として指定していた次の施設の指定を解除する旨の報告があつたので、告示する。

平成 26 年 4 月 4 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永榮治

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
天草市	魚貫町コミュニティセンター	天草市魚貫町 5536 番地 1

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 4 月 4 日

熊本県人事委員会委員長 北川正

熊本県人事委員会規則第 16 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表天草市の部教育委員会の項中「教頭」を「教頭 主任事務長 事務長」に改め、同表宇城市的部市長部局の項を次のように改める。

市長部局	本庁（会計課を含む。）	部長 会計管理者 総括審議員 次長 課長 所長 政策審議員 職員係長 支所長 課長 政策審議員 出張所 所長 市民病院 院長 副院長 部長 事務長 看護師長 保育園（所）園（所）長
------	-------------	---

別表市町村の表宇城市的部教育委員会の項中「校長」を「校長 副校長」に改め、同表阿蘇市の部市長部局の項を次のように改める。

市長部局	本庁（会計課を含む。）	部長 会計管理者 課長 審議員 課長 補佐 室長 人事係長 財政係長 支所長 審議員 次長
支所	阿蘇山上事務所	所長
保育所	老人ホーム	園長
	子育て支援センター	園長
		所長

別表市町村の表阿蘇市の部教育委員会の項中「教頭」を「教頭 主任事務長 事務長」に改め、同表合志市の部市長部局の項中「会計管理者」を「会計管理者 次長」に改め、同表南関町の部町長部局の項中「総合文化福祉センター」を「南の関うから館」に改め、同表菊陽町の部教育委員会の項中「教頭」を「教頭 主任事務長 事務長」に改め、同表益城町の部町長部局の項を次のように改める。

町長部局	本庁（会計課を含む。）	会計管理者 審議員 課長 人事係長
------	-------------	-------------------

別表市町村の表益城町の部教育委員会の項中「教頭」を「教頭 主任事務長 事務長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。